

□■養成所ニュースプラス第 31 号 2024□■

11 月 8 日、厚生労働省はインフルエンザが全国的な流行期に入ったと発表しました。今年も、全ての年齢の方がインフルエンザに注意する必要があるそうで、予防接種とともに「手洗い」「マスクの着用を含む咳（せき）エチケット」等基本的な予防対策を呼びかけています。

Plus Quiz は、「更生保護制度」（現、刑事司法と福祉）から「医療観察制度」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz ・ ・ ・ ・ ・

【第 33 回問題 149】「医療観察法」が定める医療観察制度に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 精神保健観察は、刑法上の全ての犯罪行為に対して適用される制度である。
2. 医療観察制度における医療は、法務大臣が指定する指定入院医療機関又は指定通院医療機関で行われる。
3. 医療観察制度による処遇に携わる者は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならない。
4. 精神保健観察に付された者には、保護司によって「守るべき事項」が定められる。
5. 精神保健観察に付される期間は、通院決定又は退院許可決定があった日から最長 10 年まで延長できる。

（注）「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info ・ ・ ・ ・ ・

・（35 期生）修了に関する書類は、10 月 31 日（木）にレターパックライトで発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・（36 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11 月 1 日（金）に支給申請書類一式を普通郵便で発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info ・ ・ ・ ・ ・

国家試験に関する情報をお届けします

・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1398387&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1398388&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1398389&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせはすでに郵送しておりますので、ぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1398390&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1398391&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 37 期生の出願を受け付けております。

現在、1 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1398392&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1398393&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1398394&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

年末まで休載します。

【Plus Quiz 正答と解説】

令和 5 年度の犯罪白書の特集は、「非行少年と生育環境」が取り上げられており、非行少年の処遇に当たっては、「その特性を踏まえた多角的な観点からの指導及び支援が不可欠」だとまとめています。生育環境等を踏まえた支援として、「就学支援」「就労支援」「小児期逆境体験を考慮した処遇」「地域における支援」を挙げています。ここでも、ソーシャルワークの役割が大きいことが分かります。

「医療観察制度」は今まで出題の多い項目でした。「医療観察法」の目的や医療観察制度の内容、入院処遇と通院処遇の違い等を理解するとともに、保護観察所に配置される社会復帰調査官の業務（生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察、関係機関等相互間の連携の確保等）を整理しておきましょう。

この科目では、メルマガ 10 号でもふれたように、新たな出題基準から加わった中項目について確認が必要です。共通科目テキスト 10 第 2 章第 2 節、第 5 章、第 6 章、第 14 章の赤太字を中心に押さえると良いと思います。

1. ×全ての犯罪行為ではありません。適用されるのは重大な他害行為で、放火、強制わいせつ、及び強制性交等、殺人、強盗ならびに傷害の罪にあたるものです。
2. ×法務大臣ではなく厚生労働大臣が指定します。
3. ○法第 1 条第 2 項に規定されています。
4. ×保護司ではなく「医療観察法」第 107 条に規定されています。「守るべき事項」は、一定の住居に居住すること、住居の移転もしくは長期の旅行は予め保護観察所長に届け出ること、保護観察所長から出頭または面接を求められたら応ずることとされています。
5. ×「通院期間」は、裁判所が通院決定又は退院許可決定を受けた日から 3 年間としているので、「精神保健観察に付される期間」も原則 3 年間になります。必要と裁判所が認めるときには、最大 2 年間の延長が可能です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus